

家畜防疫互助基金支援事業実施要綱

[平成24年3月29日付け]

[23農畜機第5208号]

一部改正 平成25年4月1日付け24農畜機第5259号

一部改正 平成26年4月1日付け25農畜機第5384号

一部改正 平成27年4月1日付け26農畜機第5880号

一部改正 平成29年5月31日付け29農畜機第1149号

家畜の伝染病のうち、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、伝播力が極めて強く、我が国の畜産経営に極めて重大な影響を及ぼす。万一、これらの伝染病が発生した場合に備え、発生農場が経営再開までに必要な経費等を生産者が相互に支援することにより、防疫措置の円滑化及び異常発見時の早期の届出を促すことが必要である。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、家畜疾病発生に伴い家畜の殺処分等を行った畜産経営体を支援するための互助金の交付を行う事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって我が国の畜産の安定的な発展に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、第2の1及び2の（1）の事業にあつては、平成27年度畜産業振興事業に係る公募要領（平成27年1月30日付け26農畜機第4641号）に基づき決定された者（以下「公募団体」という。）とし、第2の2の（2）の事業にあつては、公募団体が第2の1の事業の実施に当たって補助する都道府県を事業区域とする者（以下「県団体」という。）とする。

第2 事業の内容

この事業の内容は以下のとおりとする。

1 家畜防疫互助事業

(1) 互助金交付事業

公募団体は、別表1に掲げる疾病（以下「交付対象疾病」という。）の発生時において家畜の殺処分等を行った畜産経営への影響を緩和するため、公募団体又は県団体と家畜防疫互助金交付契約（以下「交付契約」という。）を締結した畜産経営体（以下「事業参加者」という。）であって、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第32条の規定に基づき、家畜等の移動等の制限等が実施された区域及び当該区域外にあって家伝法第14条第3項の規定に基づき家畜の隔離を指示された区域（以下これらを「移動制限区域等」という。）が解除された農場において経営再開等を行う者に対し互助金を交付するものとする。

(2) 互助金交付認定事業

公募団体は、県団体が、交付対象疾病が発生した場合に互助金の交付単価を認定する互助金交付認定委員会の開催及びこれに必要な現地調査等に要する経費について補助するものとする。ただし、適当な県団体がない場合には、互助金交付認定委員会の開催及びこれに必要な現地調査等を自ら実施することができる。

2 家畜防疫互助等推進事業

(1) 中央推進事業

公募団体は、1の業務を円滑に推進するため、中央推進会議の開催、事業の普及、指導及び連絡調整等を行うものとする。

(2) 地方推進事業

県団体は、1の業務を円滑に推進するため、推進会議の開催、事業の普及、指導及び連絡調整等を行うものとする。

第3 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体及び県団体が第2の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第4 事業の実施

1 実施要領の作成

公募団体は、第2の1の(2)の事業の実施に当たり、県団体に補助する場合には、あらかじめ次に掲げる事項を定めた実施要領を作成の上、これを

独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出し、承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業の趣旨、内容、仕組み
- (2) 事業実施期間に関する事項
- (3) 互助金交付契約の締結、解約に関する事項
- (4) 契約頭数に関する事項
- (5) 生産者積立金の納付、返戻に関する事項
- (6) 生産者積立金の管理運用に関する事項
- (7) 互助金の交付に関する事項
- (8) 業務の委託に関する事項
- (9) その他必要とする事項

2 事業の委託

公募団体及び県団体は、第2の事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

3 事業実施期間

この事業の実施期間は、平成27年度から平成29年度事業に対する互助金の交付を完了するまでとする。

4 事業の要件等

(1) 業務方法書等の作成

公募団体及び県団体は、第2の1の事業の実施に当たっては、1の(1)から(9)に掲げるもののうち、必要事項を内容とする業務方法書等を作成の上、理事長に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

また、県団体にあつては、当該業務方法書等の写しを当該都道府県の知事に提出するものとする。

(2) 交付契約

ア 公募団体及び県団体は、3の事業実施期間を契約期間として家伝法及び家伝法第12条の3の規定に基づき定められた飼養衛生管理基準を遵守している事業参加者からの申込みにより交付契約を締結するものとする。

イ 交付契約は、契約対象となる家畜の頭羽数に関する事項、生産者積立金の納付に関する事項、互助金の交付に関する事項等を内容とするものとする。

(3) 事業参加者

ア 公募団体及び県団体は、豚（いのししを含む。以下同じ。）及び鶏については次に掲げる事業参加者の区分に応じ、契約の区分（以下「契約区分」という。）を設けるものとする。

(ア) 常時雇用する従業員（事業主と生計を一にする者を除く。）の数が1人以上の養豚業又は養鶏業を主たる事業とする事業主又は会社（以下「企業型」という。）

(イ) (ア) 以外の者（以下「家族型」という。）

イ 事業参加者は、企業型の要件に該当する場合であっても、家族型の契約区分により交付契約を締結できるものとする。

ウ 事業参加者は、契約期間中、毎年度1回を限度として（エに該当する場合を除く。）、契約区分を変更することができる。この場合、新たな交付契約を締結するものとする。

エ 公募団体及び県団体は、企業型の契約区分で契約した事業参加者から互助金の交付申請があった場合において、当該事業参加者が、企業型の契約区分の要件を満たしていないときは、家族型の契約区分への変更を行うものとする。

(4) 契約対象農場

契約対象農場は、交付契約締結時点において、移動制限区域等の外に所在していなければならない。

(5) 契約対象頭羽数

ア 契約対象家畜の頭羽数は、事業参加者が飼養する別表3の家畜の種類、契約区分及び家畜の区分（以下「家畜の種類及び区分」という。）ごとに、事業実施期間における契約対象農場ごとの見込頭羽数とする。

イ 事業参加者は、交付契約締結後において、契約対象家畜の見込頭羽数等を変更したい場合、公募団体又は県団体に対し、契約対象家畜の見込頭羽数等の変更の手続をとるものとする。

(6) 生産者積立金の単価、納付方法等

ア 生産者積立金の単価

理事長は、事業実施期間において家畜の種類ごとに互助金の交付に要すると見込まれる金額から、機構により補助される金額を控除した金額を、当該事業実施期間において見込まれる契約対象頭羽数で除した額を基準として、家畜の種類及び区分ごとの1頭羽当たりの生産者積立金の額を定めるものとする。

イ 生産者積立金の納付方法等

(ア) 事業参加者は、公募団体又は県団体の長が別に定める期日までに、家畜の種類及び区分に応じ、各事業参加者の契約対象家畜の頭羽数に別表3に掲げる単価（契約区分の変更により、追加納付が必要な場合は、その差額。）を乗じて得た額を生産者積立金として交付契約を締結した公募団体又は県団体に納付しなければならない。

(イ) 公募団体又は県団体は、(ア)に定めるもののほかに、理事長が必要と認めるときは、理事長が定める割合（追加負担割合）を乗じて得た額を生産者積立金として事業参加者から納付させることができる。

(ウ) 生産者積立金は、以下に該当する場合を除き、返戻しないものとする。

a (7)のウ及びエの規定に基づき返戻するとき。

b 契約区分の変更に係る交付契約締結後、既に納付した生産者積立金の精算が必要なとき。

ウ 県団体は、イにより納付された生産者積立金を公募団体の長が定める方法により公募団体に納付するものとする。

(7) 家畜防疫互助基金の造成及び管理運用

ア 公募団体は、(6)のウの規定に基づき納付された生産者積立金をもって家畜防疫互助基金を造成する。また、生産者積立金のうち、牛に係るものをもって牛生産者基金を、豚に係るものをもって豚生産者基金を、鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう（以下「鶏及びその他家きん」という。）に係るものをもって鶏及びその他家きん生産者基金を家畜防疫互助基金の中に設け、それぞれ他の基金と区分して管理することとし、各基金において運用により生じた果実は、当該基金に繰り入れるものとする。

イ 公募団体は、第2の1の(1)に規定する事業に要する経費に充てる場合を除き、家畜防疫互助基金を取り崩してはならないものとする。

ウ 公募団体は、事業実施期間終了時点において、牛生産者基金及び豚生産者基金に残額が生じた場合には、当該残額のうち、2分の1相当額を上限として理事長が定める金額を理事長が定める期間内に公益社団法人中央畜産会の互助支援基金（家畜防疫互助基金造成等支援事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）第2の1に基づき造成された家畜防疫互助基金の中において、機構からの補助金をもって設けられた基金をいう。）に繰り入れるものとし、繰入れ後の残額は事業参加者に返戻するものとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

エ 公募団体は、事業実施期間終了時点において、鶏及びその他家きん生産者基金に残額が生じた場合には、基金の残額を事業参加者に返戻するものとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(8) 互助金

互助金の単価、交付方法等は、次のとおりとする。

ア 単価の設定

- (ア) 理事長は、農林水産省の農業経営統計調査のうち、畜産物生産費統計及び営農類型別経営統計並びに厚生労働省の賃金構造基本統計等に基づき、家畜の種類及び区分別の互助金交付上限単価を別表4のとおり定める。
- (イ) 公募団体の長及び県団体の長は、適正な互助金交付額を算定するため、互助金交付認定委員会を開催し、家畜の種類及び区分に応じた契約区分別の1頭羽数当たりの互助金の交付単価（(ア)に基づく別表4の互助金交付上限単価の範囲内で、別表4の1の経営支援互助金にあっては次に定める算定基準により算定された額であって互助金交付認定委員会が認定したもの。以下「交付単価」という。）を設定するものとする。

算定基準

a 固定経費の補正

(a) 雇用労賃補正 (①)

$$\text{交付上限単価における雇用労賃} \times \frac{\text{交付対象農場における1頭当たりの雇用労賃}^{*1}}{\text{生産費における1頭当たりの雇用労賃}}$$

※1 交付対象農場における直近の1頭当たりの雇用労賃とし、雇用労賃のデータがない場合、これに代えて、雇用労働時間をもって算定する。

(b) 地代補正 (②)

$$\text{交付上限単価における地代} \times \frac{\text{交付対象農場における1頭当たりの地代}^{*2}}{\text{生産費における1頭当たりの地代}}$$

※2 交付対象農場における直近の1頭当たりの支払地代とし、路線価等により算定する。

(c) 減価償却費補正 (③)

$$\text{交付上限単価における減価償却費} \times \frac{\text{交付対象農場における1頭当たりの減価償却費}^{*3}}{\text{生産費における1頭当たりの減価償却費}}$$

※3 交付対象農場における直近の1頭当たりの建物償却費とする。

b 空舎期間の補正 (④)

$$\text{補正係数} = \frac{\text{交付対象農場の家畜導入計画における空舎期間}^{*4}}{\text{交付上限単価における空舎期間}}$$

※4 交付対象農場において、交付対象疾病の発生等に伴い家畜等の移動制限等の措置がとられた日から、経営を再開するための新たな家畜の導入が終了した日までの期間（1ヵ月未満は切り上げ）

c 互助金交付単価の算定

互助金交付単価^{※5} = (①+②+③+その他固定費) ×④

※5 互助金交付上限単価を上回った場合は、当該上限単価を互助金交付単価とする。

(注) 鶏及びその他家きんについては、1頭当たりを1羽1ヵ月当たりと読み替える。

(ウ) 公募団体の長は、互助金の交付に当たり、互助金交付額認定委員会を開催し、牛、豚、鶏及びその他家きんの互助金の交付に係るそれぞれの牛生産者基金、豚生産者基金、鶏及びその他家きん生産者基金の全額を取り崩してもなお支払うべき互助金の額に不足が生じる場合は、互助金の交付額を削減することができるものとする。

イ 互助金の交付

県団体は、事業参加者から互助金の交付申請があったときは、それを取りまとめ、速やかに公募団体に報告するものとする。ただし、事業参加者が故意若しくは重大な過失により交付契約若しくは法令に違反した場合又は(6)のイに基づく生産者積立金を納付していない場合にはこの限りではない。

ウ 互助金の交付方法等については、公募団体の長が別に定めるものとする。

エ 互助金の種類及び互助金の交付対象となる頭羽数（以下「交付対象頭羽数」という。）は、次の（ア）及び（イ）までに掲げるとおりとし、交付額は、交付対象頭羽数にアの交付単価を乗じて得た額とする。

ただし、家畜の種類及び区分ごとの交付対象頭羽数は、(5)の契約対象家畜の頭羽数を超えないものとする。

(ア) 経営支援互助金

経営支援互助金とは、次のaからcのうちいずれかに掲げる家畜を飼養していた事業参加者の契約対象農場において、当該事業参加者がその経営を再開する場合に、家畜導入計画等に基づき家畜の導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費等を支援するものであり、交付対象頭羽数は、次のaからcのいずれかに掲げるところによるものとする。

a 牛の経営支援互助金の交付対象頭数は、次の（a）又は（b）に

掲げる牛のうちいずれか少ない頭数とする。

(a) 家伝法第16条、第17条又は第17条の2の規定に基づき殺処分された乳用牛及び肉用牛として家畜防疫員等が確認した牛

(b) (a)に掲げる牛を飼養していた契約対象農場において、(a)に掲げる牛に代わり、新たに導入された又は互助金交付認定委員会において認定された導入計画等に基づき、新たに導入されると確実に見込まれる乳用牛及び肉用牛。ただし、強い農業づくり交付金又は国及び機構の補助事業において、繁殖雌牛の導入に係る補助金の交付対象となる牛を除く。

b 豚の経営支援互助金の交付対象頭数は、次の(a)又は(b)に掲げる豚のうちいずれか少ない頭数とする。

(a) 家伝法第16条又は第17条の2の規定に基づき殺処分された豚として家畜防疫員等が確認した豚

(b) (a)に掲げる豚を飼養していた契約対象農場において、(a)に掲げる豚に代わり、新たに導入された又は互助金交付認定委員会において認定された導入計画等に基づき、新たに導入されると確実に見込まれる豚。ただし、強い農業づくり交付金又は国及び機構の補助事業において、導入に係る補助金の交付対象となる豚を除き、繁殖用種豚(雌)の導入については、当該豚及び11頭を上限とした肥育豚の導入とみなすものとする。

c 鶏及びその他家きんの経営支援互助金の交付対象羽数は、次の(a)又は(b)に掲げる鶏及びその他家きんのうちいずれか少ない羽数のものとする。

(a) 交付対象疾病の発生農場において、交付対象疾病の発生により死亡又は家伝法第16条の規定に基づき殺処分された鶏及びその他家きんとして家畜防疫員等が確認した鶏及びその他家きん

(b) (a)に掲げる鶏及びその他家きんを飼養していた契約対象農場において、(a)に掲げる鶏及びその他家きんに代わり、新たに導入された又は互助金交付認定委員会において認定された導入計画等に基づき、新たに導入されると確実に見込まれる鶏及びその他家きん

(イ) 焼却・埋却等互助金

焼却・埋却等互助金とは、次のaからcのうちいずれかに掲げる家畜を飼養していた事業参加者に対して、家畜を焼却、埋却又は化製場において化製処理(以下「焼却等」という。)するために事業参加者が負担した経費を支援するものであり、互助金の交付対象頭羽数は、次

の a から c のうちいずれかに掲げる家畜であつて、事業参加者の負担により焼却等されたものとして家畜防疫員等が確認した頭羽数とする。

a 牛

家伝法第 16 条又は第 17 条の規定に基づき殺処分された乳用牛及び肉用牛として家畜防疫員等が確認した牛

b 豚

家伝法第 16 条の規定に基づき殺処分された豚として家畜防疫員等が確認した豚

c 鶏及びその他家きん

(ア) の c の (a) に掲げる鶏及びその他家きん

(9) 公募団体は、互助金の交付に当たり、それぞれの生産者基金及び機構の補助金を原資として交付するものとし、それぞれ交付額の 2 分の 1 ずつを充てることとする。

ただし、家畜の伝染病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかつた事業参加者にあつては、交付すべき互助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した互助金の全部若しくは一部を返還させることができるよう措置するものとする。

(10) 暴力団等の反社会的勢力の排除について

公募団体及び県団体は、事業参加者（その代表者又は役員等を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合には、当該事業参加者に対して、交付契約を解除すること及び互助金を交付せず、又は既に交付した互助金を返還させることができるものとする。

第 5 補助金交付の手続き等

1 補助金の交付申請

公募団体及び県団体は、第 2 の事業の実施に当たり、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第 1 号の家畜防疫互助基金支援事業補助金交付申請書を作成の上、理事長に提出するものとする。

2 補助金の交付変更申請

公募団体及び県団体は、補助金の交付決定があつた後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第 2 号の家畜防疫互助基金支援事業補助金交付変更承認申請書を作成の上、1 の手続に準じて理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止若しくは廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体及び県団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の家畜防疫互助基金支援事業補助金概算払請求書を作成の上、理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

公募団体及び県団体は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の家畜防疫互助基金支援事業実績報告書を作成の上、理事長に提出するものとする。

第6 事業の推進指導等

- 1 公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底並びに県団体に対する指導及び監督を行うとともに、都道府県内の牛、豚、鶏及びその他家きんを飼養するすべての生産者がこの事業に参加するよう、必要な指導及び支援に努めるものとする。
- 3 県団体は、この事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、都道府県及び公募団体の指導の下、関係団体等との連携に努めることにより、都道府県内の牛、豚、鶏及びその他家きんを飼養するすべての生産者がこの事業に参加するように努めるものとする。
- 4 県団体は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、事業参加者であって、配合飼料を利用し平成26年度に「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け50B第302号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている者が、引き続き平成27年度において契約を締結していることを確認するものとする。ただし、自給飼料等への転換により、配合飼料価格安定制度の加入を

取りやめた場合は、この限りではない。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 公募団体及び県団体は、機構に対して第5の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 公募団体及び県団体は、1のただし書により申請をした場合において、第5の4に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 公募団体及び県団体は、1のただし書により申請をした場合において、第5の4に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の家畜防疫互助基金支援事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減額した金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長へ報告しなければならない。

第8 帳簿等の整備保管等

- 1 公募団体及び県団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 機構は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、公募団体及び県団体に対し、調査又は報告を求めることができ

るものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については理事長が別に定めるものとする。

附 則（平成24年3月29日付け23農畜機第5208号）

この要綱は、平成24年3月29日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年4月1日付け24農畜機第5259号）

- 1 この要綱の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成26年4月1日付け25農畜機第5384号）

- 1 この要綱の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成27年4月1日付け26農畜機第5880号）

- 1 この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成29年5月31日付け29農畜機第1149号）

この要綱の改正は、平成29年5月31日から施行する。

別表 1

交付対象疾病の種類	交付対象家畜の種類
1 口蹄疫	牛、豚
2 牛疫	牛、豚
3 牛肺疫	牛
4 アフリカ豚コレラ	豚
5 豚コレラ	豚
6 高病原性鳥インフルエンザ	鶏、うずら、あひる、きじ、 ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう
7 低病原性鳥インフルエンザ	鶏、うずら、あひる、きじ、 ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう

別表 2

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 家畜防疫互助事業	1 公募団体が交付対象疾病の発生時における互助事業に基づく互助金を交付するのに要する経費	1 / 2 以内 ただし、1 交付対象家畜当たりの交付上限単価は別表 4 のとおりとする。
	2 公募団体が現地調査及び互助金交付額認定委員会を開催するのに要する経費	定 額
	3 県団体が現地調査及び互助金交付認定委員会を開催するのに要する経費	定 額
2 家畜防疫互助等推進事業	1 公募団体が中央推進会議の開催、事業の普及、指導及び連絡調整等を実施するのに要する経費	定 額
	2 県団体が推進会議の開催、事業の普及、指導及び連絡調整等を実施するのに要する経費	定 額

別表 3

家畜の種類	契約区分	家畜の区分	生産者積立金の単価	
牛	—	1 乳用牛（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。）		
		（1）乳用牛（24か月齢以上のもの）	1頭当たり	235円
		（2）乳用牛（24か月齢未満のもの）	1頭当たり	95円
		2 肉用牛	1頭当たり	225円
		（1）肉専用種繁殖雌牛（24か月齢以上のもの）	1頭当たり	110円
（2）肉専用種繁殖雌牛（24か月齢未満のもの及び肉専用種繁殖雌牛になることが見込まれる子牛を含む。）及び肉専用種肥育牛（肉専用種肥育牛になることが見込まれる子牛を含む。）	1頭当たり	105円		
（3）肉専用種と乳用種の交雑種（以下「交雑種」という。）肥育牛（交雑種肥育牛になることが見込まれる子牛を含む。）	1頭当たり	95円		
（4）乳用種肥育牛（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。また、乳用種肥育牛になることが見込まれる牛を含む。）				
豚	家族型	1 繁殖用種豚（雌）	1頭当たり	120円
		2 繁殖用種豚（雄）	1頭当たり	120円
		3 と畜場に出荷される肥育豚	1頭当たり	30円
	企業型	1 繁殖用種豚（雌）	1頭当たり	125円
		2 繁殖用種豚（雄）	1頭当たり	125円
		3 と畜場に出荷される肥育豚	1頭当たり	35円

鶏	家族型	1 採卵鶏（成鶏 120 日齢超）	1 羽当たり	4. 5 円
		2 採卵鶏（育成鶏 120 日齢以下）	1 羽当たり	2 円
		3 肉用鶏	1 羽当たり	0. 1 円
		4 種鶏（成鶏 120 日齢超）	1 羽当たり	5. 5 円
		5 種鶏（育成鶏 120 日齢以下）	1 羽当たり	2. 5 円
	企業型	1 採卵鶏（成鶏 120 日齢超）	1 羽当たり	5. 5 円
		2 採卵鶏（育成鶏 120 日齢以下）	1 羽当たり	2. 5 円
		3 肉用鶏	1 羽当たり	0. 2 円
		4 種鶏（成鶏 120 日齢超）	1 羽当たり	7. 5 円
		5 種鶏（育成鶏 120 日齢以下）	1 羽当たり	3. 5 円
うずら	—	—	5 羽当たり	5 円
あひる	—	—	1 羽当たり	2 円
きじ	—	—	1 羽当たり	2 円
ほろほろ鳥	—	—	1 羽当たり	2 円
七面鳥	—	—	1 羽当たり	2 円
だちょう	—	—	1 羽当たり	1 9 0 円

別表 4

家畜の種類、契約区分及び家畜の区分	交付上限単価	
1 経営支援互助金		
(1) 乳用牛（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。）		
ア 乳用牛（24 か月齢以上のもの）	1 頭当たり	1 8 1, 0 0 0 円
イ 乳用牛（12 か月齢以上 24 か月齢未満の雌）	1 頭当たり	2 9, 0 0 0 円
ウ 乳用牛（12 か月齢未満の雌）	1 頭当たり	2 4, 0 0 0 円
(2) 肉用牛		
ア 肉専用種		
(ア) 繁殖雌牛（24 か月齢以上のもの）	1 頭当たり	1 7 5, 0 0 0 円
(イ) 繁殖雌牛（12 か月齢以上 24 か月齢未満のもの）及び肥育牛（雌、12 か月齢以上のもの）	1 頭当たり	5 5, 0 0 0 円
(ウ) 肥育牛（雄、12 か月齢以上のもの）	1 頭当たり	5 5, 0 0 0 円
(エ) 子牛（12 か月齢未満のもの）	1 頭当たり	5 5, 0 0 0 円
イ 交雑種		
(ア) 肥育牛（12 か月齢以上のもの）	1 頭当たり	3 8, 0 0 0 円
(イ) 子牛（12 か月齢未満のもの）	1 頭当たり	3 3, 0 0 0 円
ウ 乳用種（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。）		
(ア) 肥育牛（12 か月齢以上のもの）	1 頭当たり	2 9, 0 0 0 円
(イ) 子牛（12 か月齢未満のもの）	1 頭当たり	2 4, 0 0 0 円
(3) 豚		
ア 家族型		
(ア) 繁殖用種豚（雌）	1 頭当たり	4 9, 0 0 0 円
(イ) 繁殖用種豚（雄）	1 頭当たり	4 9, 0 0 0 円
(ウ) 肥育豚（21 日齢以上のもの）	1 頭当たり	1 0, 0 0 0 円
イ 企業型		
(ア) 繁殖用種豚（雌）	1 頭当たり	5 7, 0 0 0 円
(イ) 繁殖用種豚（雄）	1 頭当たり	5 7, 0 0 0 円
(ウ) 肥育豚（21 日齢以上のもの）	1 頭当たり	1 2, 0 0 0 円
(4) 鶏		
ア 家族型		
(ア) 採卵鶏（成鶏 120 日齢超）	1 羽当たり	6 9 0 円
(イ) 採卵鶏（育成鶏 120 日齢以下）	1 羽当たり	3 2 0 円
(ウ) 肉用鶏	1 羽当たり	2 0 円
(エ) 種鶏（成鶏 120 日齢超）	1 羽当たり	9 3 0 円
(オ) 種鶏（育成鶏 120 日齢以下）	1 羽当たり	4 3 0 円
イ 企業型		
(ア) 採卵鶏（成鶏 120 日齢超）	1 羽当たり	8 6 0 円
(イ) 採卵鶏（育成鶏 120 日齢以下）	1 羽当たり	4 0 0 円
(ウ) 肉用鶏	1 羽当たり	3 0 円
(エ) 種鶏（成鶏 120 日齢超）	1 羽当たり	1, 1 9 0 円
(オ) 種鶏（育成鶏 120 日齢以下）	1 羽当たり	5 5 0 円
(5) うずら	1 羽当たり	2 0 0 円

家畜の種類、契約区分及び家畜の区分	交付上限単価	
(6) あひる	1羽当たり	320円
(7) きじ	1羽当たり	320円
(8) ほろほろ鳥	1羽当たり	320円
(9) 七面鳥	1羽当たり	320円
(10) だちょう	1羽当たり	31,900円
2 焼却・埋却等互助金		
(1) 乳用牛及び肉用牛		
ア 家伝法第59条の規定に基づく費用の交付がある場合	1頭当たり	37,000円
イ その他	1頭当たり	74,000円
(2) 豚		
ア 家伝法第59条の規定に基づく費用の交付がある場合	1頭当たり	2,000円
イ その他	1頭当たり	4,000円
(3) 鶏 ※	1羽当たり	80円
(4) うずら ※	1羽当たり	80円
(5) あひる	1羽当たり	80円
(6) きじ	1羽当たり	80円
(7) ほろほろ鳥	1羽当たり	80円
(8) 七面鳥	1羽当たり	80円
(9) だちょう	1羽当たり	3,520円

※ 焼却・埋却等互助金の支払額は、鶏及びその他家きんにあつては要綱第4の4の(8)のエの(イ)のcの羽数に交付上限単価を乗じた金額を限度として、焼却・埋却等に要した経費の9割相当額から家伝法第21条に基づく焼却等に対する交付金を差し引いた額とする。